

令和2年度
鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金のご案内

鴨川市では家庭における地球温暖化対策を促進するために、鴨川市内で住宅用省エネルギー設備を設置する方に、補助金を交付します。

(鴨川市補助金等交付規則及び鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金交付要綱に定めたもの)

○申請期間

- ◇申請書提出順で令和3年2月の実績報告書の提出が間に合う期間までで受け付けます。
- ◇受付時間は、土曜・日曜・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分までとなります。
- ◇年度の途中でも補助金の予算枠に達した時点で交付申請を締め切ります。

○申請要件

- ◇鴨川市の住民基本台帳に登録されている方、または、市内に居住しようとする方で、実績報告書の提出までに住民基本台帳に登録できること。
- ◇補助対象設備を設置する住宅に関する要件は、次のいずれかに該当するものであること。
 1. 申請者自らが所有し、かつ居住する住宅
(店舗等と併用するものを含む。ただし、併用住宅は住居部分の延床面積が総延床面積の1/2以上とする。)
 2. 申請者自らの居住の用に供するために新築する住宅
(住宅用太陽光発電設備及び窓の断熱設備は除く。)
 3. 申請者自らが居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された住宅
(住宅用太陽光発電設備及び窓の断熱設備は除く。)
- ※ 集合住宅は対象から除きます。
- ※ 住宅用太陽光発電設備の申請については、次の1及び2両方の要件を満たすこと。
 1. 住宅建築工事が補助対象設備工事の前日までに完了していること。さらに補助要件であるエネルギー管理システム(HEMS)か定置用リチウムイオン蓄電システムが設置済みか、または、実績報告書の提出までにエネルギー管理システム(HEMS)か定置用リチウムイオン蓄電システムが設置工事完了のこと。
(対象となるエネルギー管理システム(HEMS)または定置用リチウムイオン蓄電システムは、「令和2年度鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金のご案内」別表1の補助対象設備の要件2の※(1)及び※(2)を参照してください。)
 2. 実績報告書の提出までに電力事業者と当該設備により発電した電気にかかる電力需給契約を締結すること。
- ※ 窓の断熱設備の申請については、住宅建築工事が補助対象設備工事の前日までに完

了していること。

◇設置する設備は、未使用品であること。

◇市税等を滞納していないこと。

◇設置工事を**交付決定以降**にすること。

◇令和3年2月末日までに実績報告書を提出すること。

別表1〇補助の対象となる設備と補助額（いずれの補助対象設備も未使用品であること）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	<p>1 及び2 両方の要件を満たすこと。</p> <p>1. 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備で、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止）を行えること。</p> <p>(2) 設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力（複数のパワーコンディショナーを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）のいずれかが10キロワット未満であること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性が次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。</p> <p>2. 補助対象住宅に下記の※（1）エネルギー管理システム(HEMS) または※（2）定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること。（リース契約でも構いませんが、定置用リチウムイオン蓄電システムの設置分は、鴨川市のこの補助金の交付対象外となります。）</p> <p>※（1）エネルギー管理システム(HEMS) の要件：住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。</p> <p>※（2）定置用リチウムイオン蓄電システムの要件：令和2年度鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金の別表1 補助対象設備の定置用リチウムイオン蓄電システムと同じものであること。</p> <p>▲住宅用太陽光発電設備の増設については、過去に鴨川市で行っているこの補助金を交付されていない方が対象です。（増設後の設備の出</p>	9万円（2万円に太陽電池の公称最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入する。）を乗じて得た額が9万円に満たない場合は、その額）

	力が、10キロワット未満であること。別表1の補助対象設備の要件1のとおり) 太陽電池の増設に併せて、パワーコンディショナーの交換または増設を行っていることが必要です。事前に環境課(TEL 04-7093-7838)に問い合わせしてください。	
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯及び空調に利用するシステムで、動力を使用せず熱を搬送するもの又は動力を使用して熱媒等を循環させるものであって、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けたものであること。ただし、集熱方式が自然循環型に分類されるものを除く。	5万円(補助対象経費の額が5万円に満たない場合は、その額)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットにより構成され、都市ガス又はLPガスから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯に利用することができるものであって、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。	5万円(補助対象経費の額が5万円に満たない場合は、その額)
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及び電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時に必要に応じて電気を活用することができるものであって、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	10万円(補助対象経費の額が10万円に満たない場合は、その額)
窓の断熱設備	窓の断熱設備について、1居室(居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間)単位で外気に接する全ての窓の断熱化をするものであって、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。	8万円(補助対象経費に4分の1を乗じて得た額が8万円に満たない場合は、その額)

別表2〇補助対象経費となるもの

設備の種類	補助対象経費
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱設備	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付費、内窓取付時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。

○補助の内容

◇補助金対象経費は、設備の購入費と設置工事費となります。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とし、国その他の団体の補助金を充当する場合は、当該補助金の額を控除した額とします。

※1,000円未満の端数があるときは、切捨てとなります。

◇同一の住宅に設置する同種の補助対象設備に係る補助金の交付の回数は、補助対象者を構成員とする世帯1世帯につき1回交付します。

○申請方法

◇交付申請書に必要書類を添付して、設置工事前に環境課へ提出してください。

（交付決定まで14日程度かかるため余裕をもって申請をお願いします。）

※設置業者等代理人による提出は可能ですが、郵送による提出は受け付けません。（連絡が取れるようにしてください。）

1. 交付申請書（第1号様式）

2. 必要書類（全補助対象設備について）

①設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書（設備が設置された建売住宅を購入する場合は、当該経費の内訳が記載された売買契約書）の写し

・内訳は補助対象設備の購入費と設置工事費の記載が必要：住宅用太陽光発電設備の場合は、最低でもモジュールとパワーコンディショナーそれぞれ価格と設置工事費の記載が必要です。補助対象設備が他の費用と一式の記載のときは、別に内訳を任意で作成してください。

②設置工事前の現況のカラー写真（住宅を新築する場合及び設備が設置された建売住宅を購入する場合を除く。なお、住宅用太陽光発電設備及び窓の断熱断熱設備の写真は撮影年月日を付するものとする。）

※設置工事前に建物を確認する場合があります。

・住宅用太陽光発電設備の場合は、モジュールの設置予定箇所がわかるように住宅全

体及びパワーコンディショナー設置予定箇所を撮影してください。

- ・窓の断熱改修の場合は、「別紙（写真の撮影方法）」に記載の方法で撮影をしてください。
- ③設備の仕様が確認できる書類
 - ・カタログの写し等で型式、形状、最大出力等の仕様が確認できるもの。
 - ・住宅用太陽光発電設備の場合は、補助要件であるエネルギー管理システム(HEMS) または、定置用リチウムイオン蓄電システムのカタログ、製品ホームページ、取扱説明書等の写しで仕様が確認できる書類が必要です。
- ④設備の位置が確認できる図面(補助対象設備をそれぞれ名称、位置がわかるように赤などで表示)
 - ・住宅用太陽光発電設備の場合は、モジュールとパワーコンディショナーの位置及び補助要件であるエネルギー管理システム(HEMS)〈エネルギー計測器機、エネルギー集約器機、モニター〉または定置用リチウムイオン蓄電システムの位置も必要です。
 - ・窓の断熱改修の場合は、「別紙（平面図・立面図の提出方法）」に記載の方法で提出をしてください。
- ⑤設備を設置する住宅の位置図
- ⑥市税等納付状況等調査同意書（第2号様式）（同居者全員で大人から子供まで）
- ⑦併用住宅に設置する場合は、当該併用住宅の延床面積及び居住部分の床面積を確認できる書類
- ⑧確約書（鴨川市に住民票が無い場合）

○実績報告について

◇設置工事完了（設備が設置された建売住宅を購入した場合は、引渡し）後30日以内または令和3年2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付して環境課へ提出してください。（住宅用太陽光発電設備については実績報告の際には補助要件であるエネルギー管理システム(HEMS) または定置用リチウムイオン蓄電システムの設置が工事完了していることが必要です。）

※設置業者等代理人による提出は可能ですが、郵送による提出は受け付けません。（連絡が取れるようにしてください。）

1. 実績報告書（第5号様式）
2. 必要書類（●A住宅用太陽光発電設備、●B住宅用太陽光発電設備以外について）

●A住宅用太陽光発電設備の必要書類（①から⑥までです。）

①設備の設置に要する経費に係る支払いを証する書類(領収書)及び内訳書の写し

②設備の設置状況が確認できる写真〈カラーで鮮明〉

- ・モジュール及びパワーコンディショナー両方が必要（補助要件であるエネルギー管理システム(HEMS) または定置用リチウムイオン蓄電システムの設置が確認できる写真も必要です。

※型式名、設置場所(住宅全体や壁面を含む等)がわかるもの

③電力需給契約書の写し

④補助要件のエネルギー管理システム(HEMS) または定置用リチウムイオン蓄電システムの設置が確認できる書類写し1点

・出荷証明書、保証書、出荷検査成績書、機器の型番が確認できる費用の支払いを証明する書類

⑤未使用品であることを確認できる書類写し1点

(住宅用太陽光発電設備については、モジュール及びパワーコンディショナー両方必要)

・メーカー発行の保証書

・メーカー発行の出荷証明書

・メーカー発行の出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)

・メーカー発行の出力対比表またはバーコード(住宅太陽光発電設備の太陽電池モジュールのみの未使用品書類として)

⑥住民票家族全員の写し(申請時の住所が補助対象設備を設置する住宅と異なる場合)〈コピーは不可〉

●B住宅用太陽光発電設備以外の必要書類(①から④までで、家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置の場合は、①から⑤までです。)

①設備の設置に要する経費に係る支払いを証する書類(領収書)及び内訳書の写し

②設備の設置状況が確認できる写真〈カラーで鮮明〉

※型式名、設置場所(壁面を含む等)がわかるもの

※窓の断熱改修の場合は、「別紙(写真の撮影方法)」に記載の方法で撮影をしてください。

③未使用品であることの確認できる書類写し1点

・メーカー発行の保証書

・メーカー発行の出荷証明書

・メーカー発行の出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)

④住民票家族全員の写し(申請時の住所が補助対象設備を設置する住宅と異なる場合)〈コピーは不可〉

⑤家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置の場合は設備を設置する年度内又は設備が設置された住宅を取得する年度内に、国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業」において、当該システムを対象に補助金の交付決定を受けていることを証する書類の写し

※実績報告書提出後、職員による設置状況(屋内・屋外設備)の現地確認を実施します。

平日現地確認をしますでよろしく申し上げます。

○補助金の交付請求について

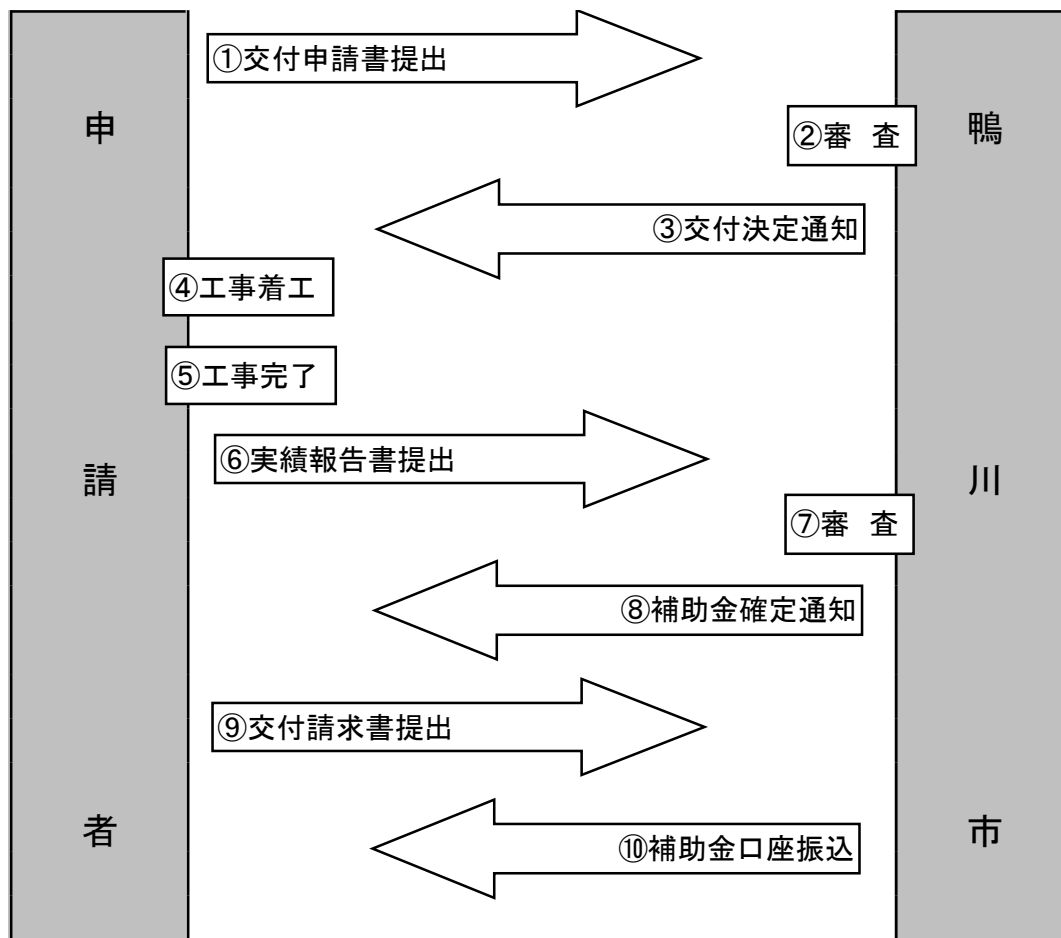
◇補助金確定通知受領後、速やかに補助金交付請求書(第6号様式)を提出してください。

確定した補助金は、申請者の指定した金融機関の口座に振り込みます。
(確定後、振込みまで1ヶ月程度かかります。)

【その他注意】

1. 名義…申請に係る書類は、契約書・支払いを証する書類（領収書）・補助金の振込先等、すべて申請者名義のものでお願いします。
2. 報告…設備設置後の効果等について報告をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

○ 補助金交付手続きの流れ



○何かご不明な点などは、下記までお問合せください。

問い合わせ・申請先

〒296-8601 鴨川市横渚 1450
鴨川市 総務部 環境課(3階)
電話 04-7093-7838
ファクス 04-7093-7851

別紙（写真の撮影方法）

□撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
 - ・工事作業中の写真も撮影する
 - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（別紙（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください）。

別紙（平面図・立面図の提出方法）

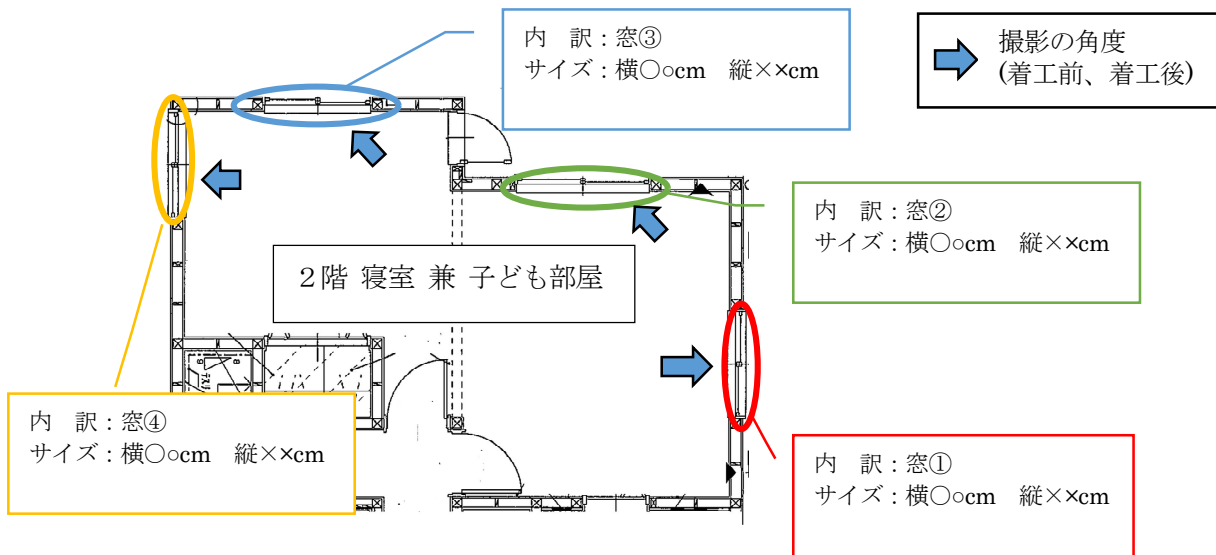
□平面図・立面図

- ・平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。
その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。
- ・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】

